

平成 26 年度 第 2 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会会議録

1.日時

平成 26 年 11 月 27 日（木）午前 10 時～午後 0 時

2.場所

尼崎市中央公民館 3 階「小ホール」

3.出席者

（委員）

狩俣会長、松岡副会長、上野委員、河上委員、木下委員、小山委員、高尾委員、寺岡委員、長畑委員、日高委員、日野委員、藤井委員、山内委員、守部委員、

（市関係者等）

福祉部長、障害福祉課長、障害者自立支援事業担当課長、障害者自立支援制度担当課長、健康増進課長、障害福祉課課長補佐、障害福祉課係長、生徒指導・特別支援担当係長、健康増進課係長

欠席者：源田委員、菅原委員、田中委員、寺本委員、野山委員、松澤委員、真鍋委員、綿谷委員

1 開会

（事務局）

只今から、平成 26 年度第 2 回目の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会させていただきます。

皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しいところ、誠にありがとうございます。

なお、本日も、情報保障といたしまして、手話通訳者の方を設置させていただいておりますので、ご発言の際には、挙手いただき、お名前を言っていただいて、できましたら少しゆっくりとお話させていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、事務局の不手際で、本日の会議開催の手続きが遅れまして誠に申し訳ありませんでした。

まず報告ですが、前回の専門分科会（平成 26 年 7 月 4 日）の開催の後、すぐに市議会の役員改選が行われましたため、委員である議員の交代がございました。こちらについては、既に各計画策定部会にご参加いただいておりますので、皆様もご承知と存じます。なお、本日は尼崎市議会の本会議と開催が重なっており、議員の皆様はご欠席でありますことから、ごあいさつ等は省略させていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、会

長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

(会長)

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。まずは、本日の委員等の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日、ご出席予定の委員は、お手元にお配りいたしました座席図のとおりでございます。委員総数の過半数の委員のご出席がありますので、本日の会議開催は成立いたしております。なお、本日の会議の傍聴人は、ございません。

(会長)

では、本日の議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

では、まず始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずは、本日の会議次第でございます。

それと、座席図及び委員の皆様の名簿でございます。

次に議題に係る資料として、

資料1 「尼崎市障害者計画（第5章・基本施策1～9）の部会素案」

資料2 「計画策定部会における意見・提案及び対応一覧表（2回目：基本施策1～9）」

資料3 「尼崎市障害者計画の施策体系（案）」

資料4 「尼崎市障害者計画の活動指標体系（案）」

資料5 「尼崎市障害者計画・障害福祉計画（第2章～第4章）の原稿案」

以上となります。資料にもれなどはございませんでしょうか。

過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

2 議事

(1) 尼崎市障害者計画等（第5章：基本施策）の部会素案について

(会長)

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第に記載のとおりでございます。

それでは、議題の1に入らせていただきたいと思います。

まず、「尼崎市障害者計画等（第5章：基本施策）の部会素案」についてですが、こちらについては、計画策定部会（第1～3部会）の各部会長から、各基本施策における検討状況や要点等についてご報告をいただき、その後、詳細について事務局から説明をお願いしたいと思います。

では、第1部会長より順にご報告をお願いいたします。

(第1部会長)

おはようございます、私の方より、第1部会が検討してまいりました、基本施策1「保健・医療」、基本施策2「福祉サービス、相談支援」における状況と主な要点についてご報告させていただきます。

第1部会では、障害者計画の基本施策1、2について、①8月19日と、②11月6日の計2回の協議・検討を行ってまいりました。

当該施策は、障害のある人の地域生活において、非常に密接な関係である、障害福祉サービスや相談支援をはじめ、地域の医療・保健に関する内容であったため、1回目の審議では、50近くのご意見が出されるなど、非常に活発な議論となりました。

各施策の検討状況ですが、基本施策1では、救急医療体制や専門的な医療体制、リハビリテーション提供体制の充実に関するご意見が多く出されました。市立の病院を有しない尼崎市における状況や、実際に遠方の病院まで通っていらっしゃる方のお声もいただくなど、実情に即した意見も多く出されてきたところです。

併せて、来年度に開設予定の「尼崎市総合医療センター」へのご要望などの意見も多く出されたところです。

また、精神疾患が5大疾病に入るとともに、精神保健福祉法や難病法の改正などにより、精神疾患や難病の方の相談が増加していることや、その相談内容についても多様化していること、さらには、医療機関への理解を促進していくことの重要性についても議論を行ってきたところです。

これらに加え、各関係機関の連携の強化や、当事者団体の取組との連携についてもご意見、ご提案があり、議論を深めてきたところです。

また、基本施策2では、引き続き、適切な福祉サービスを提供していくことに加え、特に相談支援体制の充実についてのご意見が多く出されました。

相談窓口の明確化や、各相談支援事業所の連携などに加え、基幹型の相談窓口を設置して「重層的な相談支援体制」を構築していくことについて議論を重ねてきたところです。

また、地域における相談員活動に対しても議論が活発に行われ、法律にある障害種別の相談員だけでなく、幅広くかつ効果的な相談活動に結びつくだめのご提案などが非常に多く出されまし

た。さらにピアカウンセリングの重要性についても議論が深まったところです。

これらの検討内容やいただいたご意見等を踏まえまして、概ね 25 ほどの意見が反映、参考とされ、「原稿案」として、2 回目の審議を行ったところです。なお、2 回目の審議では、さらに 8 つのご意見をいただきましたが、そのほとんどは、施策内容や原稿の表現などに対する質問でございましたので、最終、私と事務局において整理させていただき、本日、「第 1 部会の素案」としてお示ししているところでございます。

詳しい説明等につきましては、この後、事務局にお願いしたいと思います。

(※事務局より、資料 1 (基本施策 1、2)、資料 2 について説明)

(第 2 部会長)

おはようございます、私のほうより、第 2 部会が所掌しておりました、基本施策 3「療育・教育」、基本施策 4「雇用・就労」、基本施策 5「生活環境、移動・交通」、基本施策 6「スポーツ、文化、社会参加活動」における検討状況と主な要点についてご報告させていただきます。資料で言うと P70 からになります。

第 2 部会では、障害者計画の基本施策 3～6 について、① 8 月 25 日と、② 10 月 31 日の計 2 回の協議・検討を行ってまいりました。

当該施策は、療育から就労のほか、生活環境や移動環境、さらにはスポーツ・文化や社会参加活動など、障害のある人の一生涯に亘る、非常に広い範囲の施策に関する内容であるため、1 回目の審議では、事務局の原案に対して 50 を超えるご意見が出されるなど、非常に活発で多岐に亘る議論となりました。

改めてこの場を借りて、部会の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

1 回目にいただいた意見を踏まえまして、そこからさらに 12 ほどの意見が反映・参考とされ、2 回目の審議に入りました。31 日の 2 回目の審議では、さらに 20 ほどのご意見をいただきました。その意見の内、いくつかは当該委員と事務局、そして事業担当課が個別に協議を行ったものもございましたが、それ以外は事務局と私の方で精査をさせていただいた上で、まとめたものが、本日の素案となっています。

P71 の基本施策 3 では、量が多いため、私の方でキーワードをもってまとめさせていただきます。1 つ目は、「一貫性」ということになると思います。療育から教育、教育から就労への一貫した支援、途切れのない支援が必要であり、各界における支援者や保健や福祉、連携を反映した内容となっています。

2 つ目のキーワードが、「専門性の強化」ということで、例えば保育士の専門性や知識の向上も含めて、幼稚園における福祉サービスの推進が図られています。

3 つ目は、「教育現場での啓発」ということになります。これは教育現場における障害の理解や、障害のある人ご本人、あるいは家族の方、保護者への支援を含めたくさんのご意見が出されました。加えて、思春期における心の問題を取り上げて、そのための相談支援体制に言及しています。

次に、基本施策 4 の方に移ります。こちらの方では、まず、障害者雇用促進法の改正を受けて、障害のある人の障害特性への配慮や個々の能力に応じた就労支援への推進などの議論を行いました。

た。尼崎市には、「尼崎市障害者就労・生活支援センター みのり」がありまして、ここでの支援状況や実態など、具体的な意見をいただきました。就労支援につきましては、モニタリングとアフターフォローが重要であるという結論に至り、継続的な支援を図っていくことの重要性を強調しています。

また、精神疾患や難病があることを申告したために就職を断られるケースもあり、まだまだ障害に対する理解が進んでいない実情等についてのご意見もいただいたところです。

さらに障害者雇用促進法が改正されて、精神障害のある人の雇用率について、中小企業の多い尼崎市では、理解がなかなか進まないというご意見もあり、雇用分野における障害の差別や合理的配慮の推進も含め、企業側の理解を促進していくということについて言及しています。

基本施策5では、障害のある人や保護者の高齢化が進むにあたって、また「親亡き後」の対応を深めていくために、障害のある人の地域生活の基盤となるグループホームの整備の促進が、必要であるとの認識で一致し、そのことを反映した内容になっています。

加えて、グループホームに入居できない方、特別養護老人ホームに入居している障害のある方、そういう地域での現状に関するご意見をいただくことができました。

次に、移動環境については、特に移動支援事業について利用の実情についての意見がたくさんありまして、その利用範囲・対象についても触れています。

最後に、基本施策6になりますが、こちらに関しては、障害のある人がさまざまな催しやスポーツについて気軽に参加できることが重要であるという観点で、素案をまとめております。また、手話通訳・要約筆記者、ボランティアの養成についても触れています。

以上が、第2部会における主なポイントです。

詳しい内容の説明等につきましては、この後、事務局をお願いしたいと思います。

(※事務局より、資料1（基本施策3～6）、資料2について説明)

(第3部会長)

最後に、第3部会が所掌しておりました、基本施策7「安全・安心」、基本施策8「情報、啓発・差別の解消」、基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」について、私のほうから検討状況と主な要点についてご報告させていただきます。

第3部会では、障害者計画の基本施策7～9について、①8月13日と②10月28日の計2回の協議・検討を行ってまいりました。

当該施策は、国の障害者基本計画でも新たに設けられた分野であるため、非常に難しい内容ではありましたが、「防災」や「情報」「理解啓発」のほか、「差別の解消」など、非常に関心の高い内容でもありましたため、1回目の審議では、40を越えるご意見が出されるなど、活発な議論となりました。

各施策の検討状況ですが、基本施策7では、東日本大震災以降、特に意識が高まっております「災害時の支援体制」の充実について議論を深めてまいりました。

やはり、災害対策基本法の改正によって義務化された「避難行動要支援者の名簿」の作成や実態の把握についての意見が多く出されました。

同時に、名簿対象者への支援体制（支援者の確保など）の問題、避難所や福祉避難所の確保の問題、避難所や避難経路の周知の問題、さらには避難所内における支援体制の充実など、委員の皆様の方の災害対策に対する関心や思いは強く、具体的な提案や団体等で行っている取組（避難支援のパンフレットの作成）なども含め、非常に多くのご意見が出されてきたところです。

また、次の施策にも関わりますが、特に緊急時の情報保障の重要性や、引きこもりがちな方への支援など平時からの地域でのつながり「顔の見える関係」の構築についても議論を交わしてきており、さらには、障害のある人自らの防災意識の向上についても検討を進めてまいりました。

また、基本施策8では、まだまだ十分とは言えない障害や障害のある人の理解について、より一層の啓発等に取り組むことについて検討を進めてまいりました。

特に外見からでは分かりにくい障害に対しては、その特性や必要な配慮についての啓発を進めていくべきであり、具体的な事例や実状についてのご意見もいただいたところです。また、啓発の一環として「障害に関するマーク」の周知についても進めていくべきとのご意見もいただきました。

情報保障については、本市の事業や、発行している刊行物への具体的なお要望も多く出しましたが、今後、より良い環境づくりに向けて議論を深めてまいりました。

最後に、基本施策9では、成年後見制度や虐待防止など権利擁護の推進とともに、平成28年より施行される障害者差別解消法における「合理的配慮」として、行政機関における配慮について議論を深めてまいりました。

やはり、行政機関に対するご意見が多く、窓口対応における配慮や適切な対応などについては、具体的なケースも想定した提案や検討が行われてまいりました。手話や筆談、読み上げなど障害特性に応じたコミュニケーション手段について、その普及のための取組についても議論がなされたところです。

これらの検討内容やいただいたご意見等を踏まえまして、概ね20を超える意見が反映、参考とされ、「原稿案」として、2回目の審議を行ったところです。

2回目の審議では、さらに22のご意見をいただきましたが、そのほとんどは、施策内容や原稿の表現などに対する質問でございましたので、最終、私と事務局において整理させていただき、本日、「第3部会の素案」としてお示ししているところでございます。

詳しい説明等につきましては、この後、事務局にお願いしたいと思います。

（※事務局より、資料1（基本施策7～9）、資料2について説明）

（※事務局より、資料3、資料4について説明）

（会長）

ありがとうございました、以上で、障害者計画における基本施策の部会素案についての説明は終わりました。

改めて、各部会のご報告等をお聴きしますと、どの部会も非常に活発な議論がなされ、また非常に多くのご意見が出ていることが分かりました。皆様、本当にご苦労様でした。

なお、事務局からの説明では、まだ一部の意見や目標値については、庁内などでの協議を続け

ているものの、部会等でいただいた意見については、一定の対応・整理を行ってきたこと、また、計画の原稿全体を改めて構成する中で、再度の修正を行っているとのことでした。この部会素案について、ご質問、ご意見などがありましたら、どうぞお願いいたします。

(委員)

ここまで分かりやすくまとめた事務局の頑張りには敬意を表したいと思います。ただし、75ページのインクルーシブ教育についての問題は宙ぶらりんの状態が続いています。教職員の配置は専門性のある方を願いたいと再三申し入れているのにずっと保留のままで、この会議にお母さんもいらっしゃるので伺いたいのですが、子どもを学校に預ける場合、障害について何も知らない先生で良いのでしょうか。障害に対して専門性のある教職員の適正な配置がないならば、はじめから計画に記載しない方が良いと思うくらいです。

(事務局)

障害に関する教育につきましては、学校全体を挙げて全教職員が取り組むことになっております。もちろん、特別支援学校や特別支援学級においても障害の種別に応じた研修を常時行っていますので、日々そういう研修を通じて専門性を高めていくようにしているところです。

(委員)

書かれている原稿をそのまま読み上げている状態ですよね。専門性を持っている教師の養成及び適正な配置はお願いできないものなのでしょうか。

(事務局)

教職員の適正な配置につきましては、校内において学校長が責任を持っています。市の教育委員会としましても、公立につきましては県と連携を取りながら教職員を採用しておりますので、必要に応じて専門性のある教師を県費で養成しながら配置に心がけております。

(委員)

何もしないということですね。

(事務局)

既に適正な配置ができるよう努力しておりますし、初めて特別支援学級を担当する教師には必ず研修を受けさせて専門性を高める体制づくりをしています。

(事務局)

絵に描いた餅ではないかという委員のお話は我々にとって耳が痛いのですが、これを全てはできないかもしれないものの頑張っていこうという思いで文章にした次第です。文章に表して少しづつでも推し進めていくといった気概を見せるべきだと我々としては考えております。

(委員)

学校長が責任を持つというのは理解できますが、やはりどの学校にどの教師を配置するかは教育委員会の仕事のはずです。どこから手をつけるかといった具体的な話はこれからだと思いますが、お母さん達はどうお考えですか。

(委員)

巡回相談などでもなかなか質が伴っていない部分がありますが、個人的にはこのように文章にさせていただいて、目に見えるところで進めてくださるほうがよいと思います。文章にするか否かは別にして、学校で上手くいなくて苦しんでいる親子がたくさんいらっしゃいます。文章に表すことに意味があるのではないかと思うので、できればしっかりと書いていただいで子ども達のために活かしてほしいと望みます。

(委員)

私の子どもの場合は養護学校へずっと行っており、専門的な知識をお持ちの先生方から教育を受けていたので現状はよく分からないのですが、去年、たじかの園の園児が卒園を目前にしても就学する学校が決まらず、卒園式の2～3日前にやっと決まったケースがありました。その辺を考えると、尼崎がインクルーシブ教育の発展に向けて努力されているかが疑問です。お母さん方に、子どもにとってどういう教育が必要であるかを就学前の1年間を通じてお話しされたら良いと思いますが、教育委員会で十分な解決がなく、ぎりぎりになっての一方的な通達になっているのが現状です。特に身体障害の場合は介助者がいないと入学を拒否されたり、校長先生の権限で断られるケースがあるようです。今の子ども達が受けている教育内容を聞いていると養護学校の時代とはかなり違うと感じるので、国が言われているインクルーシブ教育に尼崎市としてもっと熱心に本気で取り組んでほしいと思っています。

(委員)

確かに皆様いろいろなご意見があるかとは思いますが、この項目を計画の記載から外すことには、私は反対です。何故かと言うと、私たち視力障害者は福祉の授業の一環として各小中学校に出向いており、その中でいろいろな障害をお持ちの方と出会います。各学校に1人か2人は必ずおられて、そういう方との接触が学校教育として我々が協力できることの1つですし、これを外してしまうと何をもとにして話を進めていけばよいか分からなくなってしまうと思うからです。社会福祉の学習の一環として障害に対する理解について取り組んでおられる学校が多いのですが、それをもう少し増やしていただければと望んでいます。専任の先生を置くのは大変ですので項目はこのままにして、できれば障害者とのふれあいの時間をたくさんつくっていただきたい、これがお願いです。

(委員)

特別支援教育とは何かということを周知できていないのではないかと感じながら、今のお話を聞いていました。特別支援教育とは本来は特別な教育ではなく、通常学級で障害のある子もない

子どもと一緒に学ぶという意味を持ったものだと思います。でも、学校側からはうちでは特別なことはできないと言われてしまい、それではだめだと思うので、特別支援教育の本来の意味をここに落とし込んでいけば、特別な意識が薄れ学校にも理解してもらえるのではないのでしょうか。

(委員)

先ほどのお話を聞いて、今でも普通学校への入学を断られるケースもあるのか、昔と変わっていないかと改めて感じました。私は高校の教員をしていたのですが、阪神淡路大震災の際に脳性マヒの後遺症がある生徒を受け入れまして、その時にこのインクルーシブ教育についてもずいぶん勉強し、障害を持った生徒も持っていない生徒と一緒に教育するのが大事だと思いました。自分の子どもが精神障害なのですが、どちらかと言えば切り捨てられ、忘れられてしまう存在です。回復したら学校へいらっしゃいと言われるのですが、そもそも完治する類のものではありません。大変な状態にある生徒と一緒に教育してほしいと思います。ですから、インクルーシブ教育については絶対に載せておいてほしいです。

(委員)

私自身も知的障害の養護学校に30年近く勤めておりました。やはり、この文章自体は載せておくべきだと思います。ただ、ここに書かれている内容をどのように取り組んでいくかがもっと重要です。教師が養護学校に入る時、普通学校から異動してきて、数年経ってまた普通学校に戻る場合もあれば、養護学校に生涯を捧げる気持ちで入ってこられる先生もいまして、そういう教員間の温度差から学校現場でも難しい面がありました。その辺をどう改善していくかも含めてこの文章を深く掘り下げていくことがこれからの課題だと思います。障害者と健常者が一緒にいるだけではだめで、共に育て教育する必要があります。学校教育の中身については、長年同じ繰り返しで来ているので、そこも見直していかなければなりません。この計画は1年ごとに見直されると思いますが、どのような関係者が見直していくかも確認したいので後で回答して下さい。

(委員)

当事者としてここに参加させていただいています。実は、私は小学校から大学までずっと一般校でした。生まれた時に両足とも外に向いており、小学校に入学するまでに手術を4回しました。小学校へ上がる頃にもあまり満足に歩けていなかったのも、養護学校にというお話だったのですが、家族の考えでどうしても一般校にと市にお願いしまして、一般校に入れていただきました。私の場合はそのおかげで、今恵まれた環境で生活できているのですが、病院でずっと一緒だった友達は養護学校へ行きました。その方は私よりも軽度の障害で学習能力も高かったのに残念ながら就職できず、今もお友達ですが生活保護を受けながら暮らしておられます。私の感想に過ぎないかもしれませんが、この文言を死語とせず、先ほどおっしゃっていたように、絵に描いた餅になる可能性はありますが、このまま残していただき、毎年見直してさらに前進されるよう望みます。

(事務局)

皆様のいろいろなお気持ちを聞きまして、身の引き締まる思いでございます。計画の見直しについてですが、当初から申しておりますように、いわゆる PDCA サイクルで振り返っていきたいと考えている次第です。その回数ですが、障害福祉計画については国からは少なくとも年1回と言われております。本市においては障害福祉計画と障害者計画とが一体でありますので、専門分科会の場もお借りして振り返っていきたいと思います。内容につきましては、計画にある文言を変えて冊子を刷り直すというようなことは現実的には難しいのですが、おっしゃられたとおり、絵に描いた餅にならないよう、1つ1つの取り組みについて対応していきたいと考えておりますし、具体的な対応の仕方についても、来年度に改めて検討の場を設けて、皆様からご意見をいただきたいと思っております。また、教育全体に亘る問題ですので、今回来ている特別支援担当だけでなく、適宜、関係する部署の参加などを事務局から促し、振り返りをしていきたいと考えております。

(事務局)

補足させていただきます。今回計画を PDCA サイクルで見直すということは、なかなか前に進んでいかないとところを皆様の視点でチェックしていくべきものだと感じております。また、国もそれを必要だと言っています。ただ、財政・人材が不足しているという問題を抱えていることも事実です。なぜできないのかといったところも踏まえて考えていきたい。

(委員)

尼崎市には、阪神特別支援学校があったと思いますが、それは関係ないのでしょうか。

(事務局)

計画の取組内容については、市立学校について書かせていただいております。阪神特別支援学校は県立ということになります。

(委員)

PDCA サイクルを用いた見直しの際には、このような委員会に集まってもらっている関係団体を交えて行ってもらいたいです。

(事務局)

自立支援協議会などを含め、今後、検討いたします。

(委員)

P52の障害者総合支援法のところなのですが、改正障害者基本法の中で難病が出てくるというのが不自然に見えます。総合支援法という文言の流れで書いていくのが適当であるので、そういった書き方に直した方がいいのではないのでしょうか。

また難病も手帳の所持がなくても、サービスを受けられるということを文言として盛り込んでいただきたいです。

(事務局)

障害者基本法の改正により、障害者の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっており、この「その他の心身の機能の障害がある者」に難病の方も含まれるという解釈となっておりますので、このような整理としております。また、障害者総合支援法における障害者の定義では、「治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって政令に定めるもの」として難病が規定されていますが、その範囲は現在の130疾患に限られるものであり、さらに実際にサービスの対象となるのは、障害支援区分によるところもごさいます。なお、難病の方が障害福祉サービスの対象となったことは、第6章の障害福祉計画においても記載しているところです。

(委員)

P51にある障害の定義の害という字に関して、社会的障壁など、社会モデルの考え方についているので、社会モデルに関しての説明文を入れて欲しいです。

(委員)

P52にあるノーマライゼーションのところなのですが、ともに生きる社会を目指すという文言とノーマライゼーションという言葉は本当に結びついているのか疑問です。どうも意味が異なるように感じます。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。様々なご意見をいただきましたが、議題1についてはこのあたりとさせていただきます。事務局においては、各委員のご意見を尊重しながら、今後、計画素案としてまとめていただきますよう、よろしく申し上げます。

(2) 尼崎市障害者計画等（第2章～第4章）の原稿案について

(会長)

では、続きまして、議題2の「尼崎市障害者計画等（第2章～第4章）の原稿案」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(※事務局より、資料5について説明)

(会長)

ありがとうございました。事務局の説明では、第2章「計画の性格」において、本計画の位置付けや尼崎市の他の計画との関連、また策定体制について記載しているとのことでした。

また、第3章では、「障害のある人を取り巻く現状」として、手帳所持者数やアンケート結果の概要を掲載するとともに、第3期障害福祉計画の目標設定やサービス等見込量における実績等について振り返っているとのことでした。

最後に、第4章については、「計画の基本的な考え方」として、障害の概念や基本理念、重点課題を掲げるとともに、その内容についてまとめているとのことでした。

こちらについてご質問、ご意見などがありましたら、どうぞお願いいたします。

特に反対のご意見も無いようですので、今回の原稿案で進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、本日の議題はすべて終了しました。これをもちまして、本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終了します。

(一同)

ありがとうございました。

(以 上)